

令和8年第2回臨時会

高森町議会 2月臨時会会議録

令和8年2月3日開会

高 森 町 議 会

2月3日（火）
（第1日）

令和8年第2回高森町議会定例会（第1号）

令和8年2月3日
午後2時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

5番 甲斐 節男君

6番 後藤 巖 君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 令和8年2月3日

至 令和8年2月3日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
2月3日（火）	本会議	議案審議

日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和7年度高森町一般会計補正予算）

日程第 4 議案第 6 号 工事請負契約の締結について

日程第 5 議案第 7 号 令和7年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白石 豊和 君

2番 武田 栄喜 君

3番 児玉 幸之助 君

4番 佐藤 武文 君

5番 甲斐 節男 君

6番 後藤 巖 君

7番 牛嶋 津世志 君

8番 後藤 三治 君

9番 本田 生一 君

10番 佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	草村 大成 君	教育長	古庄 泰則 君
総務課長	岩下 雅広 君	会計課長	今村 親助 君
税務課長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	生活環境課長	二子石 誠 君
政策推進課長兼TPC事務局長	住吉 勝徳 君		
住民福祉課長	石田 昌司 君	建設課長	土井谷 顕 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君	総務係長	本川 宰 君
財政係長	児玉 明 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	緒方 久哉 君	庶務係長	久保田 一也 君
--------	---------	------	----------

開会 午後2時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君） こんにちは。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） お疲れさまでございます。

令和8年高森町議会第2回臨時会の開会に当たり、御挨拶を申し上げたいと思います。

先月の新年の第1回臨時会以来、議員各位におかれましては大変御多忙の中、また、寒さが非常に厳しい中、昨夜は道路事情も悪いことで大変御心配の中、午後に御参集いただき、心よりお礼申し上げます。

さて、現在は衆議院が解散されて、2月8日の投開票に向けて全国で選挙戦が繰り広げられております。当高森町におきましても期日前投票所を開設し、有権者の皆様が大切な1票を投じる機会を提供しておりますが、前回の同選挙、国政の選挙における期日前投票者数を既に上回る多くの方が御投票いただいているというふうに御報告を受けてるところでございます。これは国民の皆さん、町民の皆さんが国の未来や地域の未来に対して不安感と期待感、大変高い関心感を抱かれてるあかしであり、一有権者としての責任感も抱かれてるのではなかろうかというふうに思っております。そのことは大変心強い限りであるかなというふうに感じているところでございます。

また、若い世代の投票も呼びかけ、ぜひ投票に行っていたいただきたいということで、今後もやはりこの次の世代、その次の世代を担う若者における自身の将来について、やはりしっかり考えていただけるように、町としても取り組んでさらにいきたいというふうに考えております。

また、当町にとっては大変大きなニュースでございますが、来週の2月10日から15日までの6日間、熊本県立美術館におきまして県立高森高校マンガ学科の第1期の卒業生による作品展示が開催をされます。入場料は無料でございます。全国初の公立高校でのマンガ学科の第1期、大変3年前は悩まれたと思いますが、一歩前に進もうと自分で決断された第1期の卒業生の作品展示です。ぜひ町民の皆様もTPCを見られてる町民の皆様も機会があれば見ていただきたいし、議員の皆さんもぜひ熊本市内に行かれる際には寄っていただけていただければ、この3年間の成長及び特に若い世代の躍動感あふれる才能も含めて、笑顔が出るような作品になってるのではないかなと期待しているところでございます。やはり、このように地域に根差した教育活動の成果ということは、広く外に広報することを町としてはバックアップしたいし、ぜひ多くの皆さんが熊本県が取り組んでるこのコンテンツ産

業、特に漫画、アニメの「マンガ県くまもと」という施策に対する御理解と、高森町がその中でトップバッターとして、イベントではなく人材を育成する機関を設けてるというところに御賛同いただきまして、議員の皆様もそれぞれの皆さんが広報していただければ幸いです。よろしくお願ひしたいと思います。

さて、本日の臨時会に御提案いたします案件は、専決処分の承認が1件と工事請負契約の締結についての議案が1件、補正予算案の1件、合わせて議案3件でございます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）どうもありがとうございました。

それでは、本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、甲斐節男君、6番、後藤巖君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日2月3日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度高森町一般会計補正予算)

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第2号で御報告いたします、専決第1号、令和7年度高森町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

専決しました内容は、令和8年2月8日投開票の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査を速やかに実施するための経費として、歳入歳出それぞれ796万円を追加し、予算総額を105億8,691万円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明申し上げます。

第16款県支出金につきましては、選挙執行に伴う県委託金を計上いたしました。続きまして、歳出について御説明申し上げます。

予算書の8ページをお開きください。第2款総務費、第4項選挙費につきましては、選挙執行の経費としまして796万円を計上しております。

以上、今回御報告いたしました補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。この採決は簡易採決といたします。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、議案第6号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、土井谷顕君。

○建設課長（土井谷 顕君）こんにちは。

議案第6号で御提案いたしました工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明をいたします。

今回の契約は、高森駅周辺無電柱化工事に関わる工事請負契約でございます。工

事名は、高森駅周辺無電柱化工事（6工区）、工事場所は、阿蘇郡高森町大字高森地内、契約金額は、2億390万7,000円、契約の相手方は、熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3367番地、株式会社南陽建設、代表取締役、古沢隆氏であります。契約の方法は、令和8年1月15日に行いました3者による一般競争入札の結果によるものでございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2号の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

工事内容につきましては電線共同溝整備工事で、整備延長は約670メートルでございます。通信系管路工及び通信工との併用工事として、管路埋設後の舗装仮復旧までが今回の工事内容となります。

また、今回の工事対象町道路線は、下町・昭和1号線と上在・昭和2号線の2路線になります。

また、今回の一般競争入札の入札率は91%でございました。

以上、御説明いたしました。御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今の高森駅周辺無電柱化工事（第6工区）の工期と、それから舗装については仮復旧ということですが、本舗装はいつ頃の予定かを伺います。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、土井谷顕君。もう自席からいいですよ。お願いします。

○建設課長（土井谷 顕君）工期は今年度の予算ですので、3月末を工期として予定しております。

また、仮復旧後の本舗装につきましては、来年度を予定しております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

本舗装については来年度予算ということですが、やはり仮復旧というのは通行にかなり支障がありますので、早期の舗装をされるように要望したいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第6号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第6号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第6号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 令和7年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、議案第7号、令和7年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第7号で御提案いたしました令和7年度高森町一般会計補正予算（第9号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、地方債に関する予算において、これは最近の国内における金利動向を踏まえた地方債の借入条件等についての補正と地方債の最終協議を含めて熊本県との協議において、追加での計上が可能になったことから補正を行うもので、歳入歳出それぞれ667万2,000円を追加し、補正予算の総額を105億9,358万2,000円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。第2表、地方債補正について御説明いたします。こちらにつきましては、地方債の最終的な協議において追加が可能となった災害復旧事業債、過疎債、それと国の補正予算により追加となった防災・減災国土強靱化対策事業債について追加を行っております。

また、今回の地方債の変更については、日本国内において、今後も金利の上昇が見込まれることから、新規事業及び令和8年度へ繰り越す可能性がある事業等について、利率の上限の見直しをいたしました。御存じのように、我が国では、現在、国内外のいろんな経済状況の変化や金融施策についての見直しも含めて、いろんな要因が絡み合いまして、金利が上昇に転じることが予見されてる状況であるというふうに認識しております。このような金融環境の大きな変化、転換期においては、地方公共団体の財政運営というのは、より今まで以上の慎重さと先見性を持たない

と対応ができない。また、慎重さプラス先見性をさらにバージョンアップして対応するべきということが求められております。今回の上限見直しは、先ほど申し上げました予見されるような金利上昇リスクに対して、地方自治法第230条第2項の規定に基づいて、あらかじめ予算に定めるというものでございます。具体的に申し上げますと、起債の借入が本格的になります令和8年3月を前に、第2表のとおり、利率を4%以内から5%以内へ変更をいたしております。

続きまして、予算書の8ページをお開きください。第22款町債、第1項町債につきましては、最終的な協議において、地方債の追加協議が可能になった事業2件と、当初予定をしておりました地方債の変更の1件、合計3件について町債の追加計上を行いました。具体的に申し上げます。観光施設整備事業債として高森峠千本桜園地改修事業と野尻親水公園改修事業について、今回の追加は通常の県との協議とは異なり、熊本県との交渉、協議によって追加の協議枠ができたものであります。それによるものでございます。

また、防災・減災国土強靱化対策債につきましては、令和8年第1回臨時議会において追加しました上在・昭和線に係る地方債が過疎債から変更になったことによるものでございます。

なお、変更を実施しました事業の詳細につきましては、お手元に概要書を配付いたしておりますので、見ていただければというふうに思っております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。歳出につきましては、歳入で御説明しましたとおり、各事業の財源組替えを実施しております。併せて、第11款公債費の利子につきましては667万2,000円を追加しております。こちらは、令和7年に借入を行いました事業の利子について、各借入先からの償還計画表ですね、償還する計画表に基づいて利子額が確定したということから、不足額を追加計上するものでございます。当初予算においての見込額より借入額に対する利子額と利率が上昇したことから、今回、追加計上を行いました。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。こんにちは。

先ほど町長のほうから、今後、地方債における慎重さや先見性という、これを見極めることが必要という話が出ました。確かにそうだと思いますし、実際、今、金

利は上昇基調にありまして、致し方がない部分だろうとも理解はします。ただ、1%上げるという中で1%が上がるというわけじゃないので、その中で金利交渉もされるとは思いますが、例えば、公債費率等にも関わってくることでしょうし、実際、今後、起債といっても、結局、有利な起債を使っていくということについては、私もそれは当然すべきだろうとは思いますが、全体的に借入という形のもの、やはり当然かかってくるわけで、その中で金利負担という部分が財政にかかってくる。そういうところの意識というのが、例えば、総務課を通じて他の部署にきっちり伝わるものなのか、それとも、こういうことをここで決済されれば、当然、職員の皆様にこういう形になるよという意識づけ、そういうものをされる予定があるかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君） 財政係長兼総合調整係長、児玉明君。

○財政係長（児玉 明君） 総務課財政係長の児玉です。

今般、議員御指摘のとおり、金利の上昇も見込みまして、予算の金利の利率を1%追加で計上してるところでございますけれども、今後の起債の方針、それから、どういった事業に借り入れるかにつきましては、御指摘のとおり、非常にまたしっかりとした精査が必要になってくるということは、財政当局も身にしみて感じてるところです。それによりまして、令和8年度から起債の借入事業に関する指針というような内規のほうを今現在で作成案を作っております。令和7年度中に決済をいただきまして、それをもとに各職員に通知してまいりたいと思います。具体的な方策につきましては、また策定後に議員様のほうにも御説明申し上げるところですが、なるべく金利の負担が大きくなるような措置、それから、据置期間の適正な設定、こういったことを盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 総務係の本川が退席をいたしまして、鍋の平キャンプ場のほうで煙が発生いたしておりますので、御理解いただければと思います。

それと、今、財政の児玉係長が御報告をいたしました。非常に詳細的に説明をいたしまして、そのように今後進めていきたいと思っております。

後藤議員が聞かれたのは、つまり総務課だけでの、この担当者と私たちだけの共有なのか、それとも今後金利が上がったり起債に関しては、ほかの職員さんもきちんと共有して、今後、財政運営をやっていくのかということがあるかというふうに思っております。先般、例えばの話ですけど、これは例えばですね、熊本市役所の建設コストが倍に転じました。ある意味、1が1.5になって、今度は2になったというような報道がなされておりました。現在、県内の建物だったりそういう

構造物の事業は、建築も取壊しもそうですけど、非常に倍倍ゲームというよりも、もう本当1.5、2倍になってきております。当町も今後、町の悲願であります平成3年以降の協議で決定いたしております高森町中央学園構想も含めて、もしくは、老朽化してる現在の社協の建物だったり、もしくは、手を加えなければいけない高森町の観光名所の大きな柱である湧水公園周辺も含めて、やはり今までとは違うぐらいお金もかかる。つまり起債についても考えながら、やはりそれに伴う利子も含めて、若い課長さんたちは全員が共有できるように、現在、いろんな会議の中でそれぞれの課長さんに意識を持っていただいているところでございます。

今後も引き続き、今回の起債の金利変更のお願いも含めて財政の運営、その中で、世の中が社会がこういうふうになってきているのでこういうふうになりますと、可能性があるということもしっかり危機感を持ってみんなで共有して、若い世代ですけど次の世代までこのメンバーで乗り切って行っていただきたいので、私も町長としてそういう指導をしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

今、町長が言われましたとおり、もう社会情勢がいろいろ変化していく中において、当然、自治体というものは地方債を使いながら町民サービスをしていくわけにあります。今までは、大体金利4%の範囲内ということでもよかったと思うんですが、昨年の中ぐらいから金利の値上げ基調になって、4%で果たしていいものかどうかということを考え始めておりました。実際でありましたならば、昨年12月ぐらいにはもう5%に変更ということも考えていただいても結構じゃなかったかなと思うんですけれども、当然、先般、町長も語られておりますけれども、12月の広域の議会の際に、地方債の話が出ました。そのときに4%でございました。値上げ基調の中でそれでいいのかと、もうちょっと上げてたがよくはないかという、幅を持たせるべきじゃないかという話をさせていただきました。同じように、この高森町でも今回地方債の利率を5%ということは、これは賢明であるかなと思います。

それと、あと地方債とふるさと応援基金の使い分けについても、これはもう人の解釈それぞれあると思います。当町においては、財政調整基金、ふるさと応援基金、それぞれかなりな金額が積み上がってきております。普通の家庭でありますと、自分のところに蓄えがあるならば、蓄えを優先して要らない借入はしないというのが大体の経営哲学ではあると思うんですけれども、ただ、今町長が言われたとおり、大きなハード事業が今後待ち受けておるということになれば、それに対する準備も備えながら、地方債をうまく使っていかなければならないというふうに思います。

そこで、財政係長のほうにお伺いをいたしますが、過疎債においても昨年、過疎債の県からのいろんな認可についても、自然災害等で被災をされた自治体に優先的にそういうものを使わせるというお話を伺いました。県南のほうではまだ過疎債を使った災害復旧工事も途中ではなかろうかと思うわけです。その中で、今後、高森町が過疎債をこれだけ使うということを県と協議していく中において、私たちが考えておる金額を100%県のほうから認めていただけるということが実感的にあるものかどうかということを、ちょっと財政係長のほうにお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（牛嶋津世志君）財政係長兼総合調整係長、児玉明君。自席からどうぞ。

○財政係長（児玉 明君）自席より失礼いたします。

過疎債につきまして協議をする金額等につきまして、満額つくかどうか、その所感をということで、財政担当としましては、ここ2年はかなり過疎債、辺地債共に満額つくのが厳しい状況であるかなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

過疎債を県と協議をしていく中において、過疎債が町のほう、要するに、国からの裏口財源が借りた金額に対して約70%の裏口があるということでありますから、高森町にとっては、非常に有利な地方債であります。野尻、山東部地域においては辺地債も使えるということで、大変有利な地方債があるわけでございますが、ただ、残念なことに、熊本県内において過疎債、辺地債が使える地域が、昨年、大きな災害に見舞われております。そこが復旧半ばであるということも考えますと、大変将来的にはちょっと厳しいかなという気持ちもあるんですが、当町においては、その場合においてもふるさと応援基金や財政調整基金がかなり積み上げられておりますので、それはそれで対応できると思えます。要は、町長にお伺いをしたいと思うんですけれども、過疎債の交付申請が最終的に決定したときに、満額でなかったとした。そうした場合において、やはりふるさと応援基金等を財政調整基金で補わなければならないと思えますけれども、その点について、そこまでお考えで将来的な財政計画というものも令和8年度も含めて考えていかれるつもりなのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）自席から失礼いたします。

まず、過疎債の枠、辺地債の枠について、強力に熊本県に要請をいたしまして、より強い協議を行いたいというのが第1点、しかし、それでも枠がつかなかった場

合は、当然、提案者として、町執行部として提案いたしておりますので、その事業を止めることなく、必要な事業ですので、ふるさと応援寄附金も含めて、現在、積み上がってる財政調整基金も含めて、その使用について議会にお願いを諮るところでございます。事業としては町民に示した以上は、全力で進めてまいりたいというふうに考えております。同時に、財政計画をしっかりと立てながら、先を見据えて必要なところに強く執拗に使っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第7号、令和7年度高森町一般会計補正予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第7号、令和7年度高森町一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第7号、令和7年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。令和8年第2回高森町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員